

ミダス財団 助成金募集要項
-発展途上国の孤児問題の解決に取り組む団体に対する助成-

1. 財団概要

代表理事 吉村 英毅

設立者 吉村 英毅

一般財団法人 ミダス財団として設立

設立 2019年9月2日

所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂八丁目 11 番 37 号 いちご乃木坂ビル5階

TEL 03-6804-6855

2. 活動目的

ミダス財団は、主に発展途上国において、経済的理由により就学困難な子どもたちのための公立学校に対する助成及び、孤児問題の解決に持続的に取り組む団体に対する助成を行う事により、貧困の連鎖を断ち切り、個々人の尊厳ある創造的な人生の選択肢を広げることで地球規模での人材の育成・人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。また、日本国内において社会的養護を必要とする子どもたちが安定した環境で成長できるように支援することで、我が国の児童又は青少年の健全な育成に寄与する事を目的とする。

3. 応募資格

東南アジア（ベトナム、カンボジア、ブータン、ラオス）に所在する孤児院・児童養護施設
※当該国政府や行政組織からの推薦を得られること

4. 申請必要書類・申請受付期間

[応募期間] 7月29日から8月19日まで

次の関係書類を添えて、[応募期間]に、[申請書類提出先]へお申し込みください。

ア [ミダス財団助成金 2024年度 助成金交付申請書]

イ [団体の定款・会則及び役員等の名簿]

ウ [活動の様子がわかる写真]

エ [設備助成により購入予定の見積書]

オ [その他 事業に関する資料（記事・チラシ、直近の会計報告など）]

5. 助成の上限と件数

1件当たり1000万円を上限に、5件予定

6. 選考方法・審査結果等

選考方法については、財団による視察・ヒアリング後、提出された申請書類に基づき、ミダス財団にて選考審査を行い、助成団体および助成金額を決定します。審査結果は9月にお知らせいたします。助成決定の際は、助成申請団体へ支援決定通知書のほか、申請団体が署名・捺印して印鑑証明書と共に提出頂く書類（振込依頼書）一式を送付いたします。※任意団体の場合は、代表者個人が署名・捺印し、個人の印鑑証明書と共に提出をお願いいたします。

[助成方法]

財団理事会での決定後、下記いずれかの方法にて助成を実施する。

- ・ 寄贈（建物の建設をミダス財団が行い、寄贈する形）
- ・ 寄付（ミダス財団からの寄付金をもとに建物建設を行う）

寄付の場合は助成先から提示された口座に振り込みを実施する。その際、口座名義が当該国政府や行政組織からの推薦を得た団体の名義であることを確認する。

7. 実績報告

当該期間の事業が完了した日から起算して1か月以内に、別添の『実績報告書』をミダス財団へご提出ください。

8. 申請者の遵守事項

助成金を受ける場合は、以下のことを遵守してください。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段で助成金を受けないこと
- (2) 事業計画（申請書）に則した目的に使用すること
- (3) 助成金の用途に変更があった場合は、すみやかにその理由をミダス財団担当者へ連絡すること

※上記(1)(2)に違反した場合は、助成金を返還していただきます。(3)についても、連絡なき場合には、助成金を返還いただく可能性がありますのでご注意ください。

9. 個人情報の取り扱いについて

助成申込書に記載された個人情報については、個人情報保護法に関する法令、個人情報保護に関する基本方針および同規程により取り扱うこととし、本事業の運営管理の目的にのみ使用します。

10. 申請書類提出先及びお問い合わせ先

一般財団法人 ミダス財団

〒107-0052 東京都港区赤坂八丁目 11 番 37 号 いちご乃木坂ビル 5 階

電話:03-6804-6855